

『一般廃棄物中間処理施設の広域整備』に関するお知らせ

現施設の状況と広域協議の経過

本市の一般廃棄物中間処理施設（ごみ処理施設）は、昭和58年の竣工から30年以上が経過し、施設修繕に毎年多額の経費を要しており、新たな施設整備が喫緊の課題となっています。

こうした中、昨年5月に、同様の課題を抱える勝浦町、石井町、松茂町、北島町とともに、徳島市へごみ処理施設の広域整備についての要望を行い、現在、関係6市町においてごみ処理施設の広域整備に関する協議を進めています。

今年3月には、関係市町において議会への報告を行った後、徳島市をはじめ本市を含めた2市4町による『一般廃棄物の広域処理に関する協定書』を締結し、今後、協議を進めていくための広域の枠組みの決定をはじめ、徳島市への事務委託方式による事業実施や費用負担の割合などについて決めました。

また、5月26日には、ごみ処理施設の広域化に向けた共通認識とご理解を深めていただくため、市民説明会を開催し、6月議会には、地方自治法に基づく『徳島市と小松島市との間における一般廃棄物の処理に係る事務委託に関する規約』を議案として提出、議決をいただいた後、6月30日には規約を告示し、7月には徳島県への届出を行いました。

規約の概要については、3月に締結した協定書に基づき、一般廃棄物を広域処理するための新施設の整備や、建設後の施設管理をはじめ、本市から新施設に搬入された一般廃棄物の中間処理に関する事務など、「委託事務の範囲」などを規定しています。

今後の予定のご案内

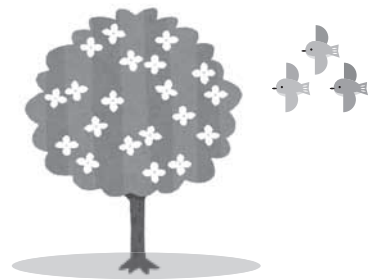
今後におきましては、徳島市が本年度を目途に、関係市町との協議を踏まえ策定することとしています。施設整備の基本的事項に関する「施設整備基本計画(案)」の概要について、徳島市での住民説明会の開催状況などを見極めつつ、説明報告できる時期がまいりましたら、最有力候補地（徳島市飯谷町枇杷ノ久保）の隣接地（田浦町・新居見町・江田町・前原町など）を中心とした住民説明会の開催を予定していますので、市民の皆様方におかれましては、本事業へのご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

【お問い合わせ先】

市民生活課環境企画・公害担当（市役所1階②番窓口）

☎ 32・2147 / FAX 33・2234

Mail : seikatsukankyo@city.komatsushima.i-tokushima.jp



◎散歩中の犬の糞の後始末は、飼い主の義務です。糞は必ず持ち帰りましょう。

◎まわりの人に迷惑や危害を与えることがないように、放し飼いは決してしないでください。

◎野犬・係留されていない犬の捕獲や飼い主への指導については、徳島県動物愛護管理センター（☎088・636・6122）までご連絡ください。

犬は正しく
飼いましょう！